

# 随意契約理由

令和8年(2026年)5月13日

契約担当課名	住宅課
契約名称	PA 公営住宅システム改修（遅延損害金対応）業務委託
契約概要	PA 公営住宅システム改修（遅延損害金対応）業務委託
契約締結日	令和8年5月13日
履行期間	令和8年5月13日から令和8年10月31日まで
契約の相手方	NECソリューションイノベータ株式会社 営業部門
契約金額	2,750,000円
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約理由	<p>PA 公営住宅システムは、NECソリューションイノベータ株式会社が独自に開発を行ったもので、今回行う契約はPA 公営住宅システム改修（遅延損害金対応）業務委託にあたります。</p> <p>そのため、他の事業者では適切かつ確実なPA 公営住宅システム運用保守作業ができず、既存システムの安定使用および品質の確保に支障をきたす恐れがあることから、随意契約を行うものです。</p>
備考	